



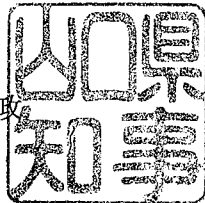
許可番号 第03511118598号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県岩国市山手町四丁目4番20号
氏 名 有限会社岩国コレクトサービス
代表取締役 米田克巳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 7 年 5 月 29 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 12 年 5 月 15 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。）・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上20種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに記載されている。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7 年 5 月 29 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
有

積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：山口県岩国市柱野字神ノ内本谷口52番5

面積：101.25㎡、保管上限：41.06㎡、積み上げ高さ：1.1m

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上8種類

所在地：山口県岩国市小瀬字柳ヶ浴4165番

面積：1225㎡、保管上限：3470㎡、積み上げ高さ：8.5m

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上8種類

所在地：山口県岩国市六呂師字水船10826番5、10830番6

面積：1200㎡、保管上限：2960㎡、積み上げ高さ：7.4m

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上8種類